

兵庫県公報

令和8年9月4日 金曜日 第751号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（地域産業立地課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	4
○ 土地改良施設の管理規程の認可（同）	4

公 告

○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 令和9年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	8
○ 落札者等の公示（阪神南県民センター）	9

病院局公告

○ 入札公告	10
--------	----

告 示

兵庫県告示第920号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市、揖保郡太子町	令和9年3月10日（水）から同月31日（水） まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	その皮革面積計の所在の場所

~~~~~

### 兵庫県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 後川土地改良区

退任役員

役員の区分

氏

名

住

所

|       |         |                 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 澤 田 靖 夫 | 三田市狭間が丘2丁目29番地3 |
| 同     | 石 田 肇   | 丹波篠山市後川下286番地2  |
| 就任役員  |         |                 |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
| 理 事   | 石 田 光 男 | 丹波篠山市後川下189番地   |
| 同     | 稲 井 光 一 | 同 市後川奥23番地2     |

~~~~~

兵庫県告示第922号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

大芋土地改良区

退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 田 三代司	丹波篠山市市野々193番地
同	山 田 傳	同 市中51番地1
同	田 口 弘 高	同 市三熊351番地
同	矢 野 義 貴	同 市小倉287番地
同	小 林 貞 夫	同 市宮代506番地
同	桑 形 紀 文	同 市小原698番地
同	塚 本 薫	同 市藤坂165番地
同	外 岡 明 文	同 市奥山426番地
同	藤 井 博 文	同 市大藤432番地
同	松 尾 吉 彦	同 市立金232番地
監 事	山 田 修 敬	同 市中133番地
同	眞 継 泰 喜	同 市宮代394番地
同	大 前 稔 人	同 市小原736番地
同	桐 山 進 一	同 市立金177番地
同	澤 山 伊知郎	同 市市野々229番地
同	長 田 明 彦	同 市中23番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 田 傳	丹波篠山市市中51番地1
同	田 口 弘 高	同 市三熊351番地
同	小 林 宏 明	丹波市春日町野上野733番地
同	荒 木 保 次	丹波篠山市小倉152番地
同	井 口 昭 彦	同 市小原776番地
同	塚 本 薫	同 市藤坂165番地
同	山 崎 祐 司	同 市市野々270番地
同	外 岡 明 文	同 市奥山426番地
同	門 谷 健 一	同 市立金146番地
同	藤 井 博 文	同 市大藤432番地
監 事	山 田 修 敬	同 市中133番地
同	上 村 盛 雄	同 市藤坂820番地
同	小 林 秀 人	同 市小倉285番地
同	松 尾 吉 彦	同 市立金232番地
同	澤 山 伊知郎	同 市市野々229番地
同	長 田 明 彦	同 市中23番地

~~~~~  
**兵庫県告示第923号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 加陽土地改良区  | 令和8年7月28日 |

~~~~~  
兵庫県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
福江土地改良区	令和8年7月28日

~~~~~  
**兵庫県告示第925号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 今田町土地改良区 | 令和8年7月16日 |

~~~~~  
兵庫県告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
波々伯部北土地改良区	令和8年7月17日

~~~~~  
**兵庫県告示第927号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 曾地土地改良区  | 令和8年7月17日 |

~~~~~

兵庫県告示第928号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
相原土地改良区	令和8年7月16日

~~~~~

### 兵庫県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。  
令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 岩見の里土地改良区

| 氏名   | 住所              |
|------|-----------------|
| 下村正文 | 揖保郡太子町岩見構330番地5 |
| 大西義彦 | 同郡同町岩見構424番地    |
| 丸山汪昭 | 同郡同町岩見構54番地     |
| 大西信司 | 同郡同町岩見構216番地3   |
| 塚原栄一 | 同郡同町岩見構240番地    |
| 塚原好治 | 同郡同町岩見構455番地1   |
| 安田悟  | 同郡同町吉福533番地     |

~~~~~

兵庫県告示第930号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良区の申請に係る土地改良施設の管理規程を次のとおり認可した。
令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 認可年月日 令和8年4月3日
- 土地改良区 北淡路土地改良区
- 管理規程を定めた土地改良施設とその所在地

施設名	ダムの諸元			所在地
	形式	堤高	堤長	
大谷ダム	中心コア型 フィルダム	16.6m	100.0m	淡路市楠本字正木外

4 管理規程の概要

- (1) 取水に関する事項
 - かんがい等期間は通年
 - 有効貯水量200,000立法メートル
- (2) その他管理規程に記載されている事項
 - ア 貯水、取水又は放流に関する事項
 - イ ゲートの操作
 - ウ 点検及び整備に関する事項

- エ 緊急事態における措置に関する事項
オ 観測及び調査に関する事項

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市浄谷町字土山1782番53
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市神明町183番地の12
有限会社ネットハウジング 取締役 宮下源一朗
- 3 許可年月日及び許可番号
令和8年8月12日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-6-2号（7小野）

~~~~~

### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 （仮称）そよら小野  
所在地 小野市王子町字太良右兵衛門池868番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1 古澤康之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1 古澤康之  
外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和9年4月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
10,360平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
702台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
296台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
326平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

## 39立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|----------------|-------|-------|
| イオンリテール株式会社    | 午前0時  | 翌午前0時 |
| 未定（小売店舗棟①）     | 午前0時  | 翌午前0時 |
| 未定（小売店舗棟②）     | 午前10時 | 午後9時  |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場① 午前0時から翌午前0時まで  
 駐車場② 午前6時から午後10時まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

出入口7箇所、出口1箇所、入口1箇所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 8 届出年月日

令和8年7月31日

## 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和8年9月4日から4月間

## 10 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和9年1月4日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エコール・なじお

所在地 西宮市名塩新町8番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社KUL 大阪市中央区本町4丁目3番9号 齋藤健治

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社KUL 大阪市中央区本町4丁目3番9号 田中伸和

(2) 変更後

- | | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-----|---|-----------------|--------|
| | 株式会社KUL | 大阪府中央区本町4丁目3番9号 | 齋藤健治 |
| 4 | 変更年月日
令和8年6月29日 | | |
| 5 | 届出年月日
令和8年7月31日 | | |
| 6 | 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間 | | |
| (1) | 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課 | | |
| (2) | 縦覧期間
令和8年9月4日から4月間 | | |
| 7 | 意見書の提出期限及び提出先 | | |
| (1) | 提出期限
令和9年1月4日 | | |
| (2) | 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | | |

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年9月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 （仮称）加古川南ショッピングセンター  
 所在地 加古川市尾上町池田字美サシ850-23の一部外
- 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

| 名称        | 住所                 | 代表者の氏名 |
|-----------|--------------------|--------|
| 株式会社ナフコ   | 北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号 | 石田卓巳   |
| 大黒天物産株式会社 | 岡山県倉敷市西中新田297番地1   | 大賀昌彦   |
| 株式会社イマス   | 大阪府中央区淡路町3丁目1番9号   | 米虫祥多   |
- 変更事項
  - 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ア 変更前  

| 名称        | 住所                 | 代表者の氏名 |
|-----------|--------------------|--------|
| 株式会社ナフコ   | 北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号 | 深町勝義   |
| 大黒天物産株式会社 | 岡山県倉敷市堀南704番地の5    | 大賀昭司   |
| 株式会社イマス   | 大阪府中央区淡路町3丁目1番9号   | 吉田賢治   |

 イ 変更後  

| 名称        | 住所                 | 代表者の氏名 |
|-----------|--------------------|--------|
| 株式会社ナフコ   | 北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号 | 石田卓巳   |
| 大黒天物産株式会社 | 岡山県倉敷市西中新田297番地1   | 大賀昌彦   |
| 株式会社イマス   | 大阪府中央区淡路町3丁目1番9号   | 米虫祥多   |
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ア 変更前

| 名称        | 住所                 | 代表者の氏名  |
|-----------|--------------------|---------|
| 株式会社ナフコ   | 北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号 | 深 町 勝 義 |
| 大黒天物産株式会社 | 岡山県倉敷市堀南704番地の5    | 大 賀 昭 司 |
| 株式会社しまむら  | さいたま市宮原町2丁目19番4号   | 藤 原 秀次郎 |

## イ 変更後

| 名称        | 住所                   | 代表者の氏名  |
|-----------|----------------------|---------|
| 株式会社ナフコ   | 北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号   | 石 田 卓 巳 |
| 大黒天物産株式会社 | 岡山県倉敷市西中新田297番地1     | 大 賀 昌 彦 |
| 株式会社しまむら  | さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号 | 高 橋 維一郎 |

## 4 変更年月日

令和7年2月21日外

## 5 届出年月日

令和8年8月12日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和8年9月4日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和9年1月4日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

令和9年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和9年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

令和8年9月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 研修内容

園芸療法に関する研修

2 募集人員

一般入試 後期コース 3名程度

3 修業年限

後期コース 1年

4 受講生の選抜方法

筆記試験、個人面接による入試結果及び前期コースの成績による総合的な評価に基づき選抜する。

5 試験日程及び会場

(1) 日程

令和9年1月16日（土）

(2) 会場

淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

6 出願資格

園芸療法課程前期コースを修了見込みの者

7 出願手続

- (1) 出願書類
ア 受講願書
イ 出願理由書
ウ 園芸療法課程前期コース修了見込み証明書（原本）
- (2) 出願書類の公開
兵庫県立淡路景観園芸学校事務室窓口にて交付する。
なお、兵庫県立淡路景観園芸学校ホームページ（<https://www.awaji.ac.jp>）において公開する。
- (3) 受付期間
令和8年12月19日（土）から同月31日（木）まで
窓口においては閉庁日をのぞき、郵送の場合は簡易書留とし、上記受付期間の消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 提出先
〒656-1726 兵庫県淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

- (1) 発表日
令和9年1月25日（月）
- (2) 発表方法等
受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、兵庫県立淡路景観園芸学校ホームページ（<https://www.awaji.ac.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。
- 原則として電話による可否の問い合わせには応じないが、合格発表の7日後まで郵便が届かない場合は、問い合わせに応じる。
- 出願についての問合せ先
兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課
電 話 番 号（0799）82－3455（平日午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで）
ファックス番号（0799）82－3124
電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年9月4日

契約担当者

阪神南県民センター長 團 野 礼 子

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
(二) 新川水系新川 新川・東川 新川・東川統合排水機場本体工事(吐出管)
吐出管製作据付(径3000ミリメートル、SU S316L) 1式
- 2 契約に関する事務を担当する県民センターの名称及び所在地
阪神南県民センター 尼崎市東難波町5丁目21番8号
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月20日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社荏原製作所大阪支社 大阪市北区堂島一丁目6番20号堂島アバンザ
- 5 落札金額
2,983,000,000円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和8年6月16日

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月4日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立リハビリテーション中央病院 ハロゲン化物消火設備更新工事（以下「本工事」という。）

(2) 工事場所

神戸市西区曙町1070

(3) 工事概要

工種 管工事

ハロゲン化物消火設備の更新

(4) 施工期間

着工の日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

令和8年10月中旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中1回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による管工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内および東播磨県民局内に管工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級またはB等級に格付け

されていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社山中建築設備事務所

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和8年9月4日（金）から同月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話（078）341-7711 内線76059

Takahiko_Maeda@pref.hyogo.lg.jp

5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

(1) 交付期間

令和8年9月4日（金）から同月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

(2) 提出場所

上記 4 (2) に同じ。

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和8年9月4日（金）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記 4 (2) に同じ。

(2) 回答書の閲覧

本工事の入札参加を希望する者全員へ回答書を通知する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和8年10月2日（金）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁別館1階B会議室

(3) 入札の方法

上記 (1) の日時に、上記 (2) の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格が

ないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、

その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。

- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。